

秋田県動物愛護管理推進計画(案)についての意見募集結果

平成20年2月20日

秋田県動物愛護管理推進計画(案)について、広く県民の皆様から御意見を募集しましたところ、県内外から157名、延べ1,918件の御意見が寄せられました。(同一人からの同一の御意見につきましては、お送りいただいた数に関わらず1名1件としています。) 御意見の要旨及び御意見に対する県の考え方については、次のとおりです。 なお、同一要旨の御意見につきましては、まとめさせていただきます。			A:案と意見の趣旨が同じもの			
			B:意見を受けて案を修正あるいは追記するもの			
			C:案を修正しないが施策事業の参考とするもの			
			D:案に取り入れなかったもの			
			採択	全国	県内	県外
案の区分			157名 15名 142名			
			(延べ件数)			
基本理念及び		10年後の殺処分頭数を0に変更すること。	D	101	5	96
施策1	動物愛護思想の普及啓発の促進	虐待や遺棄の調査に関する対応マニュアルを作成し、該当者の取り締まりを行うこと。	B	12		12
		県民に対して「虐待発見時の通報義務」を追加すること。	C	6		6
		虐待の通報があったときは、動物管理センターが「警察」と連携して、捜査や摘発を行えるようにすること。	C	8		8
		遺棄防止のため、広報紙に動愛法第44条を載せたり、捨て猫の多い場所に注意喚起の掲示物を設置するなど、普及啓発の手法を工夫すること。	C	11		11
		人間優先の対応は大事ですが、動物すべての命を第一に考えるべき。(人間優先から命優先へ)	A	4		4
施策2	学校における「命を大切にすることを育む教室」の開催	引き取られた犬・ねこを、学校に犬1頭、猫1頭で良いので全校飼うこととすること。	D	2		2
		保護者も同行し、親子で命の大切さを学ぶ場とすること。	A	4		4
		学校教育の一環として講習会等を開催し、「動物遺棄、引取」の実態、「譲渡会、虐待防止」について生徒達に学ばせること。	A	7		7

施策3	捕獲・抑留犬の返還率の向上	返還率100%を目標に設定すること。	目標値は設定しませんが、抑留犬の返還率を向上させるため、個体識別の推進及び抑留犬の情報提供の充実と抑留期間の延長を実施することとしています。	D	76	1	75
		抑留及び公示期間を最低2週間(3週間、4週間の意見もあり)とすること。	御意見のとおり、推進計画でも抑留及び公示期間は延長することとしております。その期間については、今後、検討してまいります。	A	102	4	98
		抑留犬について、収容場所、収容月日、動物の種類、収容時の状況、動物の写真、動物の状態や特徴を可能な限り詳細に記録・保存し、全国規模のネットワークを作り、問い合わせ時に速やかに正しい情報を提供できるようにすること。	抑留犬については、平成19年6月から県のホームページ(収容動物検索サイト)に掲示しており、リンクにより環境省の検索サイトからも全国規模でご覧になることができます。	A	45		45
		犬・ねこ以外の負傷動物も掲示し、飼い主が探しやすいシステムを構築すること。	御意見のとおり、動物愛護管理法に規定する犬以外の負傷動物が保護された場合も、県のホームページ(収容動物検索サイト)で公開するよう推進計画に追記することとします。	B	3		3
		掲示の方法はインターネットのみに限らず、「県政だより」等の地元の行政広報誌、新聞、ラジオ局、テレビ局等のメディアとも連携を図ること。	リアルタイムな情報ソースであるインターネットが最も効果的であると考えております。	D	17		17
		マイクロチップは、法律で義務付けられている特定動物、特定外来種以外への装着は推進するべきではない。	室内飼養犬が増加するなか、首輪をつけずに飼養されるケースも多いことから、迷子や災害時においては、マイクロチップによる個体識別は有効な手段と考えます。また、環境省告示「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置」においても推奨されております。	D	48	1	47
		マイクロチップの装着率100%を目標とすること。	目標値は設定しませんが、迷子や災害時においては、マイクロチップによる個体識別は有効な手段であることから、装着率の向上に向けた啓発に取り組んでいくこととしています。	C	75		75
		動物病院は、もっと迷子の犬・ねこを探す事に協力すること。(犬・ねこの迷子の搜索をカルテと見合わせて協力)	カルテには個人情報が含まれていることなどから、動物病院に対し強制は難しいと考えますが、獣医師会との連携により、その可能性も検討してまいります。	C	5		5
		犬の鑑札は、大きさやデザインが自由化されたので、装着が促進されるようにデザインを一新する取り組みを進めること。	鑑札、注射済票は、狂犬病予防法に基づき各市町村の判断により作成されることから、所有者明示を推進する観点から、装着しやすい様式の作成について、市町村に助言してまいります。	C	5		5
		繁殖業者が、動物を出荷・販売時にマイクロチップを挿入することを義務付けること。	マイクロチップ装着の向上には効果的な方法と考えられますが、県単独で制度化できる範疇ではないと考えます。	D	2		2
	譲渡率100%を目標に設定すること。	目標値は設定しませんが、譲渡率を向上させるため推進計画のとおり動物愛護推進員や動物愛護団体等との連携のもと、より効果的なシステムを構築してまいります。	D	79	1	78	

施策4	譲渡の推進	譲渡希望者については、経済面、健康面、年齢等を考慮して終生飼養できるか審査を行い、飼養前講習・指導を受けた後での譲渡とすること。	譲渡希望者に対し譲渡前及び譲渡時講習の受講を義務づけており、御意見の内容については十分に説明し認識していただいたうえで譲渡しております。推進計画には具体的に記載はしませんが、御意見のとおり今後も本事業を継続してまいります。	A	81		81
		譲渡される動物は不妊処置を行う事を義務化とすること。	譲渡希望者には、譲渡前及び譲渡時講習を通じて不妊手術の必要性について十分に理解してもらうとともに、誓約書を提出していただいております。推進計画には具体的に記載はしませんが、御意見のとおり今後も本事業を継続してまいります。	A	42	1	41
		譲渡後も追跡調査を行い、不妊処置の確認と飼育環境の確認を行うこと。	譲渡者への追跡調査を定期的実施しております。また、譲渡犬同窓会を開催し、それぞれの飼養状況やしつけなどの悩み事について情報交換の場を設けています。推進計画には具体的に記載はしませんが、御意見のとおり今後も本事業を継続してまいります。	A	29	1	28
		一般住民どおしが希望する里親についても県が関与するとともに、このシステムをマニュアル化すること。	現在、一般住民から寄せられた里親に関する相談については、その都度、相談処理簿で受け付け、適時、対応できる事例については情報提供をしております。推進計画には御意見のとおり「一般住民で譲渡したい方あるいはされたい方からの里親相談について広く情報提供ができるようなシステムを整備すること」を追記することとします。	B	8	1	7
		センターに収容する前に、蚤、ダニ、疥癬、しらみ等の駆除、血液検査、検便検査をすべての動物に対し行うこと。	収容前にすべての動物を対象に実施することは、経費、設備及び人員に限界があることから困難と考えます。	D	73		73
		県は、周囲に著しい迷惑をかけると判断される多頭飼育者に対し、ボランティア等を介して新しい飼い主を探すよう進言すること。	このような事例が認められたときには、繁殖制限や里親探しなどの指導をしており、その結果、ボランティアを介して里親が成された事例もありました。推進計画には記載はしませんが、今後も事例に応じた方法を助言してまいります。	A	15		15
		すぐに引き取らずに譲渡可能な時期までそのまま自宅で飼養してもらい、新しい飼い主を探すように促して、譲渡の可能性を広げること。	推進計画には記載はしませんが、事例によっては引き取り依頼者に、御意見のとおり指導してまいります。	C	5		5
		動物管理センターで定期的な譲渡会を実施すること。	現在、動物管理センターでは、定期的に譲渡会を開催しており、今後も御意見のとおり本事業を継続してまいります。	A	7	2	5
		「犬に比べて譲渡率が低い成猫の譲渡に動物専門学校やペットショップとの連携を図る」、「子猫を飼養可能なボランティア団体との連携による離乳前の子猫の譲渡促進」を追加すべき。	成ねこの譲渡については、平成18年度から開始したところであり、今後も継続してまいります。また離乳前の幼弱な子ねこの譲渡については、御意見のような協力が得られるボランティア団体等と協議しながら検討してまいりたいと考えています。	C	41	1	40
施策5	負傷動物への治療体制の構築	「負傷した動物の救済に関する体制」のマニュアルを作成すること。	負傷動物の治療体制については、獣医師会等との連携により実施していくことを推進計画に記載してありますが、御意見のとおり、これに関するマニュアルを作成することを追記することといたします。	B	25		25
施策6	大災害時発生時における動物救援体制の構築	大災害時に、警察も動物愛護管理法に則った動物愛護の精神のもと、ボランティアや動物愛護団体等との協力体制により動物救済を行うとともに、このマニュアルを作成すること。	大災害発生時における動物救援体制については、推進計画では獣医師会や市町村、動物愛護団体、動物関連業者などとの協働体制の構築を図ることを記載しておりますが、御意見のとおり警察との協働体制も含めた「大災害発生時における動物救援マニュアル」の作成について追記することといたします。	B	46		46

施策7	「適正飼養」「繁殖制限」「終生飼養」の普及啓発の促進	引き取り依頼者には、持ち込みに至るまでの詳細、理由と名前の記入を義務付け、殺処分の映像または実際の処分現場を見せること。	現在、引き取り依頼者には、申請書に飼養できない理由や個人の氏名・住所を記載のうえ申請していただき、終生飼養及び不妊措置について指導しております。殺処分等の映像を見せることが適正な指導方法とは考えておりません。	D	64	1	63
		引き取り手数料を徴収すること。	当県では、飼い犬・ねこの引き取り申請時に、手数料を徴収しております。	A	24	2	22
		高齢のねこ多頭飼育者が、引き取りに際し捕獲や搬送が困難な場合は、ボランティア等から金銭面も含めて援助を受け入れられるようにすること。	飼養動物については、飼い主の責任であることから、多頭飼育の事例ごとに適切な助言や指導をまいります。	D	36		36
		動物取扱業者からの引き取り手数料は、一般市民からの手数料よりも高額に設定すること。	動物取扱業者から引き取り依頼があった場合には、業者の責任で対応をするよう指導することとしております。なお、これまで動物取扱業者からの引き取り依頼の実態はありません。	D	26		26
		県は、不妊去勢手術を促進するため、市町村と獣医師会、愛護団体等と連携した猫の不妊去勢手術の助成金制度の導入を実施すること。	不妊手術にかかる費用については、個人の所有財産にかかる費用でありますので、飼い主の責任で負担すべきものと考えます。	D	39	2	37
		飼養者に対する普及啓発の機会を広げる為、ペットショップ、動物病院等にポスター、パンフレットを置くなどして、普及啓発を行う場を拡大していくこと。	適正飼養については、御意見のとおり、あらゆる機会を通じて啓発を行ってまいります。	A	21		21
		不妊措置の必要性を、広報紙などを通して徹底的に普及啓発すること。	御意見のとおり、広報誌等を通じて計画的に啓発してまいります。	A	19	1	18
施策8	犬の登録・狂犬病予防注射の徹底	「登録・狂犬病予防接種率の向上のため、動物病院等での登録・注射済票交付代行の促進」を追加すべき。	犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付事務は、狂犬病予防法で市町村の事務であり、業務を獣医師会に委託するかどうかの判断は市町村に委ねられております。なお、鑑札及び注射済票交付の利便性により登録及び注射実施率の向上につながることも期待できますので、御意見を参考に各市町村で取り入れてもらえるよう助言してまいります。	C	9	1	8
		狂犬病予防法違反事例が発見された場合は、警察とボランティアや動物愛護団体等が連携体制をとり、必要に応じて動物の保護及びその所有権を剥奪できる事とすること。	犬の登録・狂犬病予防注射を実施していない犬あるいは鑑札・注射済票を装着していない犬は、狂犬病予防法に基づき抑留が出来ることになっておりますが、まずは飼い主への指導を十分に行うことが重要であると考えております。	D	4		4
施策9	地域ねこへの対応	地域ねこについて、ボランティアの協力を得て、問題解決に向けて町内会などに働きかけるようにすること。	推進計画では、地域ねこについて関係する地域住民、自治体などが意見交換を行うことが重要と考えています。それを踏まえて必要に応じて地域ねこについてボランティアからの協力や町内会の役割などを検討してまいりたいと考えています。	C	32		32
		「どのような協働体制をとっていったらよいのか論議を進めます」を、「協働して、飼い主のいない猫の適正管理についてのガイドラインを作成し、避妊去勢手術や普及活動等で地域を支援していきます。」と修正すべき。	推進計画では、まず地域ねこについて関係する地域住民、自治体などが意見交換を行うことが重要と考えています。推進計画には、それを踏まえて御意見のとおり「 <u>地域ねこの適正管理に関するガイドライン等を作成すること</u> 」を追記することといたします。	B	89	6	83

		地域ねこは苦情の元とならないよう、屋内飼養を指導すること。	ねこの飼養については、条例等による係留の規制がありませんので、飼養形態は飼養者に委ねられていますが、推進計画では御意見のとおり個人あるいは地域(グループ)でねこを飼養に関わらず、屋内飼養を推奨していくこととしております。	A	7	3	4
		猫も登録制にすること。	現在のところ、条例でねこの登録制度を導入している都道府県はありませんが、御意見については将来検討する課題でも考えています。	C	4	2	2
施策10	動物取扱業者による適正飼養に関する普及啓発	「生年月日とともに、ブリーダー等繁殖業者から出荷された日の表示の徹底」を追加すべき。	動物の販売については、親からの社会化が適正に行われた後に販売されることが重要と考えられることから、動物取扱業者が販売に供する幼齢な犬・ねこの適齢期については、動物取扱責任者研修会等を通じて、国が示す「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」に基づき指導することとしております。	D	20	1	19
		「動物の繁殖、販売業の新規出店、開業禁止」を追加すること。	動物販売業については、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業の登録制度により認められている行為であり、都道府県で規制すべきものではないと考えます。	A	8		8
		「悪質業者」に対する「業務停止命令」を追加すること。	動物の愛護及び管理に関する法律では、第19条に基づき動物の健康および安全の保持その他動物の適正な取り扱いが確保できない場合は、「業の登録の取り消し及び停止」を行うことが出来ることとされており、法に基づき対処してまいります。	D	15		15
		動物取扱業の施設で、不適正飼養や劣悪飼育がなされることのないように、行政の立ち入りや指導監督を実施すること。	動物取扱業の施設は、法に基づく登録制度により飼養管理等の監視指導を行うこととされており、今後も御意見のとおり、法に基づき立ち入り調査等を実施し、適正飼養を指導してまいります。	A	31		31
施策11	特定動物の適正管理の徹底	危険な動物を飼う場合、特定動物飼養税を課税することとする。	特定動物の飼養については、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく許可制となっており、特に課税する必要はないと考えております。	D	2		2
		特定外来生物法に基づく特定動物、絶滅の恐れのある種の保存法に基づく希少動物、鳥獣保護法種に基づく非狩猟鳥獣など関連する法律についても配慮し、違法飼育が行われないように啓発普及を進めること。	御意見のとおり、関係法令の担当部署と連携し、普及啓発の事業を推進してまいります。	C	4		4
施策12	動物由来感染症対策の整備	実験動物施設や畜産動物施設においても、人畜共通感染症対策について取り組むこと。	御意見のとおり、試験研究機関、教育機関及び農政部局等と連携し、事業を推進することとしております。	C	22		22
施策13	実験動物における管理の適正化の徹底	動物実験は必要最小限とし、苦痛を伴うものは禁止すべきである。	実験動物の取り扱いについては、国が示す「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を遵守するように監視・指導してまいります。	D	24		24
		「動物に苦痛を与える行為」の具体例とその「禁止事項」を盛り込むこと。	動物に苦痛を与える行為は、多種多様な事案が想定されることから、その事例ごとに判断していきたいと考えています。	D	12		12
		3Rに基づく実験動物の取扱いや管理の適正化を徹底するよう、文書により指導するほか、現場を確認し指導すること。	実験動物の取り扱いについては、国が示す「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を遵守するように監視・指導してまいります。	A	12		12

施策14	産業動物における管理の適正化の徹底	県内の畜産業者や養鶏農家等に対し、農林部局と連携して、畜産動物に対する動物愛護の精神、適正な取扱い、施設の管理などについて指導すること。	推進計画と一致した御意見であり、農林部局と連携し実施してまいります。	A	16		16
施策15	県内各地域における「しつけ方・ふれあい教室」の開催	これから飼う人、飼いたいと思っている人のための「飼い方(しつけ)教室」を開催すること。	しつけ方教室は、これから飼う人や飼いたい人も対象に実施しており、今後も継続して実施してまいります。	A	6		6
		悪い癖を矯正するためのしつけ方教室を開催すること。	一般公開講座やしつけ方教室で、様々な悪癖等の事例についての講習も実施しており、今後も継続してまいりますと考えております。	A	3		3
施策16	イベントにおける動物とのふれあいの場の提供	動物愛護フェスティバルなどのイベントをもっと地方でも開催すること。	各イベントの開催趣旨を踏まえながら、実施の段階で参考にさせていただきます。	C	5	3	2
施策17	動物管理センターにおける動物とのふれあいの場の提供	動物を殺す施設から生かす施設へと、開かれた施設に転換してほしい。	推進計画では、御意見のとおり、動物管理センターにおいて、犬のしつけ方に困っている方やふれあいを望む方などに対し、個々に対応できるようトレーニング犬を養成するなど、開かれた施設を目指した事業を展開することとしております。	A	3		3
		高齢者が飼養する動物が飼育困難になった場合の対応等も民間ばかりに頼るのではなく、管理センターで助言・支援または保護・譲渡という仕組みを構築すること。	高齢者に限らず飼養が困難になったしまった事例については、個々に適正な助言等を行ってまいります。	A	19		19
施策18	動物による介在活動の促進	引き取られた犬・猫は、一般飼養者への譲渡のほかに、アニマルセラピーに適した動物の選別を行い提供するようにすること。	これまで行っている一般飼養者への譲渡に加え、アニマルセラピーの活動を行っているボランティア団体から要望がある場合は、積極的に対応してまいります。	C	3		3
施策19	ボランティアの育成、支援体制の構築	行政が実施する事業に、動物愛護団体やボランティア団体をもっと取り入れていくべきである。	県内各地において、民間と行政の協働による動物愛護管理施策を展開していくためにも、御意見のとおり考えております。	A	3		3
		動物愛護推進委員や民間ボランティアが適正飼養の啓発を行う場として、県がドックランを設置すること。	適正飼養の啓発の場として、推進計画の施策17に基づき、動物管理センターの環境整備等に取り組んでまいります。	C	2		2
施策20	動物愛護推進員の委嘱	委嘱にあたっては公募制を採用すること。	動物の愛護及び管理に関する法律第39条に基づき「動物愛護推進協議会」は動物愛護推進員の推薦機関として位置づけていること、動物愛護推進員の委嘱については、施策を推進するうえで、各地域に広く配置するよう配慮していることなどから、県では、当面、推薦制による委任を行ってまいりたいと考えております。	D	4		4
		県内各地に動物愛護推進員がいるので、県民が相談等がある時に、直接、連絡がとれるようインターネット等に連絡先を掲示したほうがよい。	動物愛護推進員の活動として重要な部分ですので、推進員と相談のうえ、今後、その方法等について検討してまいります。	C	2	2	0
施策21	動物愛護推進協議会	協議会委員は公募制とすること	御意見のとおり、動物の愛護及び管理に関する法律第39条に基づき、県民から一般公募も行っております。	A	4		4

その他	<p>管理センター等での収容動物の扱いは最低限健康状態を維持できるように配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オスメスの檻を分ける。 ・小型犬、大型犬を分ける。 ・老犬、仔犬、仔猫、老猫を分ける。 ・室温湿度などの調整。十分な給餌。 ・臨床経験豊富な獣医の常勤による健康管理。 	<p>現在も、小型犬と大型犬、老犬、子犬、子猫などの個体は檻等を分けて保管しておりますが、雄雌の区別等については、御意見を参考に可能な限り実施してまいります。</p>	A	69	1	68
	<p>行政による審査で認められたボランティアは、その能力に応じて、集合住宅であっても多頭飼育を許可すること。</p>	<p>動物の愛護及び管理に関する法律第25条に基づき、多数の動物の飼養又は保管に起因した周辺的生活環境が損なわれる事態の発生については、個人あるいはボランティア団体を問わず、改善に向けた指導をしております。</p>	D	72		72
	<p>動物を繁殖させ販売する場合は、個人でも動物取り扱い業の登録を必要とするようにすること。</p>	<p>動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、個人であっても、年2回以上または2頭以上の動物を販売する場合には、動物取扱業の登録が必要です。</p>	A	53	2	51
	<p>「水と緑の森づくり税」のように、動物愛護のための税金を新設した方がよい。</p>	<p>動物愛護のための税金を新設する必要はないと考えています。</p>	D	2	2	0
	<p>処分方法を二酸化炭素の窒息死から、麻酔薬による安楽死に変更すること。</p>	<p>炭酸ガスによる処分は、国が示す「動物の処分方法に関する指針の解説」に基づき実施しておりますが、炭酸ガス濃度の検討やイソフルラン・ガスによる前処理が推奨されるなど、新たな知見も報告されておりますので、適正な処分方法については、今後も検討してまいります。</p>	D	79	1	78
	<p>推進計画では「安楽死処分」という言葉は使わず、「殺処分」とすること。</p>	<p>推進計画では、「安楽死処分」という言葉は、苦しみを和らげるために重篤あるいは瀕死状態の負傷動物に対して麻酔薬により安楽死させる場合のみに使用しております。したがって「安楽死」の言葉の使用については適切と考えております。</p>	D	7		7
	<p>県は、動物愛護団体をホームページ等で紹介し、県に協力的な団体を認証する制度を構築すべきである。</p>	<p>県が動物愛護団体の認証制度を行うことは考えておりませんが、NPO法人として認証する制度はあります。また、各団体の紹介については、多数の活動団体がそれぞれホームページを掲載しており、特に県がとりまとめて紹介する必要はないと考えております。</p>	D	3	1	2
計画の推進	<p>住民にとって最も身近な行政単位である市町村においても、動物の愛護や適正飼養、その他の相談窓口が設置されるようにすること。</p>	<p>動物の愛護及び管理行政の推進には、地域住民に密着した市町村の協力が大切であると考えております。現在、県内では、狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射を担当する部署が、動物に関する苦情等についても対応しております。</p>	C	2		2
	<p>県民が参加・協力しやすい場として、殺処分をすることのない保護・引き取り動物の収容施設「シェルター」が有効であると考えことから、県で取り入れていくこと。</p>	<p>抑留及び引き取りした動物のすべてを譲渡するような収容施設の設置については、理想ではありますが、その管理・運営面から実現化は難しいと考えています。</p>	D	53	3	50